

日本国環境省とオマーン国環境庁との間の環境協力に関する協力覚書

日本国環境省とオマーン国環境庁（以下「両当事者」という。）は、
日本国とオマーン国との優れた関係を認識し、
環境分野における協力の促進と発展を希望し、
持続可能な開発のための協力の推進に共通の関心を持つことを考慮し、
パリ協定を含む多数国間環境協定及び持続可能な開発目標（SDGs）の迅速かつ成功裏の実施に向けた行動の重要性を再確認し、
以下の認識に達した。

第1パラグラフ

目的

本協力覚書（以下「本MOC」という。）の目的は、平等、相互主義、相互利益に基づいて、
両当事者の協力の枠組みを確立し、協力を促進することである。

第2パラグラフ

協力分野

両当事者は、以下の分野で協力することができる。

- A. 気候変動の緩和と適応
- B. 廃棄物管理
- C. 自然に基づく解決策としての生物多様性の保全
- D. 環境モニタリング

その他の協力分野については、両当事者が決定することにより実施することができる。

第3パラグラフ

協力の形態

協力は、本MOCの第2パラグラフに記載する協力分野の中で、研修、専門家による訪問、科学的な研究、共同プロジェクト、情報交換などの形をとることができる。

協力を検証するため及び将来的な活動について協議するために、対面又はオンラインで対話型協議を開催することができる。

それぞれの協力分野について実施プログラムを作成し、第5パラグラフで指定する中央連絡先により、2年毎に検証及び協議することができる。

第4パラグラフ

経費

本 MOC の実施に係る経費は別途取り決めることができる。

第5パラグラフ

中央連絡先

本 MOC の下での活動の効果的な運営を確保するため、両当事者は、MOC の実施に関する全ての事パラグラフについて、以下の中央連絡先を指定する。

- a. 日本国環境省については、地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室が中央連絡先となる。
- b. オマーン国環境庁については、国際協力局が中央連絡先となる。

第6パラグラフ

知的財産権

本 MOC の下での活動の運営から生じるあらゆる知的財産権は、それぞれの国の法令に沿って行使され、必要な場合は、別途取決めで更に詳細を作成する。

第7パラグラフ

保秘

1. 各当事者は、本 MOC 又は本 MOC に沿って行われたその他の取決めの実施期間中、他方の当事者から受領した、又は提供された文書、情報及びその他データの保秘及び秘密性を守る。
2. 本パラグラフが両当事者の現行の法令に影響を及ぼすことはない。
3. いずれの当事者も、他方の当事者からの事前の書面による通知なしに、本 MOC の下で他方の当事者から受領した秘密の情報を開示しない。

第8パラグラフ

相違の解決

本 MOC の実施又は解釈に起因又は関連する相違は、両当事者の協議により友好的に解決される。

第 9 パラグラフ
開始、期間、修正及び停止

- 本 MOC は、両当事者による署名の日から 5 年間行われる。
- いずれかの当事者が、停止の日の少なくとも 3 か月前に書面で本 MOC を停止する意図を他方の当事者に通知しない限り、順次 5 年の期間自動的に延長される。
- 本 MOC は、両当事者の書面による同意に基づいて修正することができる。
- 本 MOC の停止は、両当事者が相互に決定を行う場合を除くほか、本 MOC の下で実施されるいかなる進行中の活動又は作業計画にも影響を及ぼさない。

本 MOC は 2025 年 5 月 13 日オマーン・マスカットにて、日本語、アラビア語、英語それぞれ 2 部の原本に署名がなされ、その全てのテキストは同等の価値を有する。内容の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国環境省

オマーン国環境庁

.....

.....

松澤 裕

アブドゥラ・ビン・アリ・アル・アムリ

日本国環境省地球環境審議官

オマーン国環境庁長官